

安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例

安芸高田市有住宅条例(平成 21 年条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前				
本則 (略)	本則 (略)				
別表第 1(第 3 条関係) 市有住宅の名称及び位置	別表第 1(第 3 条関係) 市有住宅の名称及び位置				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">位置</td> </tr> </table>	名称	位置	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">位置</td> </tr> </table>	名称	位置
名称	位置				
名称	位置				

郡山住宅	安芸高田市吉田町吉田 550 番地 1
------	---------------------

別表第 2 (第 16 条関係)

家賃及び共益費

郡山住宅

号棟	家賃	共益費
1 号棟	36,000 円	2,750 円
2 号棟	36,000 円	2,750 円
3 号棟	38,000 円	4,750 円

備考 ただし、郡山住宅 3 号棟 1 階の共益費については、3,750 円とする。

別表第 3 (第 47 条関係)

駐車場使用料

郡山住宅

敷地内	2,540 円
敷地外	3,360 円

郡山住宅	安芸高田市吉田町吉田 550 番地 1
常友住宅	安芸高田市吉田町常友 1205 番地 1
甲田住宅	安芸高田市甲田町高田原 1426 番地 2

別表第 2 (第 16 条関係)

家賃及び共益費

郡山住宅

号棟	家賃	共益費
1 号棟	36,000 円	2,750 円
2 号棟	36,000 円	2,750 円
3 号棟	38,000 円	4,750 円

常友住宅

号室	家賃	共益費
1 号棟	24,000 円	2,750 円
2 号棟	24,000 円	2,750 円

甲田住宅

号棟	家賃	共益費
1 号棟	23,000 円	1,000 円
2 号棟	23,000 円	1,000 円

備考 ただし、郡山住宅 3 号棟 1 階の共益費については、3,750 円とする。

別表第 3 (第 47 条関係)

駐車場使用料

郡山住宅

敷地内	2,540 円
敷地外	3,360 円

常友住宅

敷地内	3,360 円
-----	---------

敷地外	3,050 円
<u>甲田住宅</u>	
敷地内	3,050 円

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。